



日本私立中学高等学校連合会発行
東京都千代田区九段北四丁目二番二五号
(私学会館内) 郵便番号一〇二一〇〇七三
電話 〇三(三三六)二八二八・一六四五
購読料は一年で三千元(会費を含めて徴収)
www.chukoren.jp

全国評議員会 合同会議において22年度事業計画 決意

一括交付金 改革などに対応 各県私学協会との連携強化

本連合会の第十五回常任理事會と第百六十一回全国理事會・第百三十四回全国評議員會合同會議が三月九日、東京・市ヶ谷の私学会館で開催された。このうち合同會議では、最初に平成二十一年度の事業中間報告案、同中間決算報告案、補正予算案の概要が説明された。事業中間報告案では手探りの中で政権交代に対応し私学振興策の拡充を新政策に要望してきた経緯などが、中間決算案に関しては、例年通り監査報告をもって報告とすることの提案があり、了承

を経て監事による監査報告が行われた。平成二十一年度補正予算に関しては財団法人日本私学教育研究所のサーバー新設に対して本連合会として応分の負担をするなどのための補正。これらの議案はいずれも原案通り承認された。

続いて、平成二十二年度事業計画案については、福島事務局長が新規事業を中心に説明した。

新年度は、従来の事業内容に加えて、原口総務大臣が平成二十三年度から紐付き補助金を廃止して、一括交付金

する改革を進めており、高校以下の私学助成も対象になることから、具体的検討の俎上に上げれば対応を進めていくこと、それに合わせて私学助成の在り方についても委員会を設けて検討すること、また本連合会と各都道府県私学協会間の事務連絡に関しては電子化を進め、迅速な連携体制を構築すること、手初めには、二十二年度の「実態調査」から実施していくこと、国際化に関しては、P A P Eへの対応は二十一年度末で終了するが、情報収集活動については

内容	
高校無償化の動向……………	2・3面
日私中高連22年度事業計画……………	4・5面
各都道府県の22年度私学助成……………	6面
日私教研だより……………	8面

引き続き進めていくことなどが説明された。

また二十二年度の予算案に関しては、新年度の中学校卒業業者数は前年度と比べ増えるものの、依然景気の低迷が続いており、公立高校の無償化の影響も考慮して予算の算定基礎とする私立中学高校の生

徒数については、前年度と同数として予算を積算すること、また本連合会の六十周記念事業の残余金を活用して事務局のOA化をさらに進展させることなどが説明された。

これらの議案はいずれも原案通り承認された。

その後、部会・委員会報告が行われ、そのうち私学振興部会からは、各都道府県の平成二十二年度当初予算案にお

高校無償化説明会 開く

その後、文部科学省から初等中等教育局担当の前川喜平審議官らを迎えて高校無償化・高校等就学支援金等に関する説明会を開催した。説明会には各都道府県の私学協会事務局長らも出席した。

このうち就学支援金に関し

ては、支給額、支給対象者、支給の流れ、申請手続きなどが説明され、続いて質疑応答が行われた。

この中では私学側から、公立高校の生徒は特別に申請手続きがいらないのに、私立高校生はなぜ必要なのかといった

ける私学助成状況が報告された。この中で近藤部会長は、就学支援金が新たに出来るものの、従来からの支援策が後退しないよう頑張ってほしいと理事、評議員らに要請した。教育制度委員会に関しては、文部科学省の要請に応じて教員の資質向上に関する意見書を三月中旬に提出すること、生徒収容委員会からは各都道府県私学協会を対象に公立高等専門学校協議会に関する諸問題について調査を実施し、冊子にまとめ刊行したと、二十二年度も四月十日時点での生徒数調査を実施することなどを報告した。

た質問や、就学支援金の加算申請をする場合、保護者の課税証明書が必要だが、昨今の個人情報保護の観点から、学校と生徒間には特別な配慮が必要との懸念も出された。

また極めて短期間の日程の中で就学支援金の申請手続きが求められることから、手続きを簡便なものにしてほしいといった声も相次いだ。

高校無償化法案が成立

学校法人の事務負担に懸念も

民主党の重要施策である「高校の無償化」が四月一日から実施となった。高校無償化を実現する「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」が三月三十一日、参議院本会議で可決・成立、四月一日から施行された。

一方で、私立高等学校等就学支援金の支給に要する法律案が四月一日から施行された。四月一日から施行された

ものである。公立高校の場合は、授業料そのものがなくなり、またそのために特別な申請手続きも必要ない。一方、私立高校では保護者世帯の年収に よって年額約十二万円〜二十四万円が支給されるものの、なお授業料負担が残り、代理受領する学校法人に相当の事務負担が生じ、標準額以上を受けざるを得ない。課税証明書が必要になるなど手続きの煩雑さを懸念する声も上がっている。

四月一日には同法の施行令、施行規則も公布・施行された。そのうち施行令では、公立高校の授業料が不徴収となる代わりに国が都道府県にその費用を交付する。一方、私立高校の生徒等に支給される(学校が代理受領する)就学支援金は、私立高校等が月額九千九百円、国立の高校、同等の中等教育学校後期課程が九千九百円、国立の特別支援学校高等部が四百円としている。履修する科目の単位数に応じて授業料を設定している高校、中等教育学校後期課程に關しては、全日制(三年)、定時制(三年)、通信制で一単位当たりは、全日制(三年)、定時制(三年)、通信制で一単位当たりは四千八百十二円。高校卒業に必要な七十四単位が上限となる。

就学支援金が加算される所得の基準については、保護者等の市町村民税所得割が一万八千九百円未満の場合は一・五倍に加算、保護者等の市町村民税所得割が非課税の場合には二倍に加算する。また所得を判断する対象となる保護者等については、親権を行う者(未成年後見人を含む)、児童相談所長その他の省令で定めらるる者(除く)とし、上記の者がいない場合は、受給権者(高校生等本人)の生計を主として維持する者。

また申請等様式・手続きも定められた。受給資格認定申請書には別紙があり、「社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、わが国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています」と記載されている。

私立高校の授業料扱い 就学支援金事務 打合せ会で確認

平成22年4月9日

日本私立中学高等学校連合会は就学支援金における私立高校の授業料の取り扱いに関して、文科省に確認したところ、下記の事項を四月九日付で各都道府県私学協会にて送付した。全文は別掲の通り。

都道府県私学協会
会長 殿
事務局長 殿

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田 晋
(公印略)

文部科学省との就学支援金事務打合せ会での確認事項(ご報告)

平素、当連合会の諸事業につきまして、格別なるご協力・ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年4月7日に開催した当連合会吉田晋会長、近藤彰郎副会長と文部科学省初等中等教育局担当前川喜平審議官、同高校教育改革PT 袖山禎之主任視学官等との「事務打合せ会」において、下記の事項について確認いたしましたので、ご報告申し上げます。

記

- 平成22年4月1日(22文科初第17号)付で文部科学省が鈴木寛副大臣名により各都道府県知事等宛に発出した「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律等の施行について(通知)」の第二留意事項7の文意について

○第二留意事項7 私立高等学校等における授業料

「授業料の設定を含め、私立高等学校等の運営については設置者の権限と責任において行われるべきものであるが、今回の制度の導入に伴って合理性のない値上げを行うことは望ましくないこと。」

- 私立高等学校等の運営、授業料の設定等は、もとより学校設置者の専決事項であること。
- 今回の就学支援金支給は生徒に対するものであり、学校設置者の収入とは無関係であること(代理受領、相殺等の事務手続きは別)。
- 従って、学校設置者が自らの経営判断・計画に基づいて、必要な授業料の値上げをすることは、これまで通りであること。
- 但し、国会での法案審議の中で、今回の就学支援金支給を契機に制度の目的を実質的に無にするような授業料値上げへの懸念も示されたため、念のため付带的にこの条項を設けたこと。
- この条項の文意・背景等を十分にご承知置きいただき、各都道府県私学担当の今後の取扱いに対応されたいこと。

2. 就学支援金に係る事務処理手続きの簡素化について

- 今回の制度の実施・責任主体は都道府県であること。
- 既に文部科学省から都道府県に対して示されている「事務処理要領」「関係資料」等に拘わらず、制度の実施に当たっては、都道府県の裁量・判断に委ねられている部分が多いこと。
- 従って、各都道府県私学協会・各私立高等学校は、「手続きの簡素化による学校の事務負担軽減」に向け、当該私学担当行政と十分協議し、両者の事務処理の実態に即した合理的方法を採用するよう検討願いたいこと。

以上

日本私立中学
高等学校連合会

平成22年度事業計画が決定

私立学校を取り巻く情勢が激変する中で、私立中学校、高等学校および中等教育学校

教育の振興を図るため、加盟団体および関係諸団体との緊密な連絡提携のもとに、会則に定める「目的および事業」に基づき、次の事業活動を積極的に推進する。

それぞれの充実を通して総額の対しても実施されるべきことを要請する。

①私立学校教育の振興充実に関すること
本連合会の最重要課題であるこの事業については、各都道府県私学団体および関係諸団体等との密接な連携のもとに、強力に推進する。

②学校の施設・設備等の教育環境の改善充実に対する補助金の充実を図る。

③私立学校教職員退職金社(財)団に対する補助財源の確保とその増額を図る。

③耐震化工事・激甚災害・老朽校舎の改築等に対する公立学校と同等の補助金の確保を図る。

④私立定時制高等学校生徒の修学環境の充実を図る。

⑤日本私立学校振興・共済事業団の出資金および財政投融資資金ならびに長期給付に対する補助金の維持・充実を図る。

⑤日本私立学校振興・共済事業団の出資金および財政投融資資金ならびに長期給付に対する補助金の維持・充実を図る。

⑥高等学校等就学支援金制度の改善充実を図り、私立高等学校授業料の無償化について必要対策を講ずる。

⑦義務教育無償の原則(憲法第26条第2項)の趣旨に沿った措置が私立小・中学校に成に対する補助財源の増額を図る。

⑧都道府県による私立高等学校授業料等軽減事業に対する公立高等学校による私立高等学校授業料等軽減事業に対する補助財源の確保

⑨その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑩その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑩その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑪その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑫その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑬その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑭その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑮その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑯その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑰その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑱その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑲その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

⑳その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

㉑その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

㉒その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

㉓その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

㉔その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

現行の国庫補助
就学支援制度の
改善充実を図る

に関する対策

「教育改革」規制改革」

等に対応し、必要な対策を講ずる。

道府県による経費助成の財源の確保を図る。

2)日本私立学校振興・共済事業団に対する都道府県による補助財源の確保を図る。

3)私立学校教職員退職金社(財)団に対する都道府県による補助財源の確保を図る。

4)私立高等学校生徒授業料軽減分に対する補助財源の確保とその増額を図る。

5)その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

6)地方における私学振興運動を積極的に支援する。

7)私立学校関係税制改正に関する対策

8)私立中高一貫教育に係る当面する諸問題について検討し、意見表明等必要な対策を行う。

9)私立中高一貫教育に係る当面する諸問題について検討し、意見表明等必要な対策を行う。

10)公立中高一貫教育校の設置拡大について対策を検討する。

11)私立中高一貫教育に係る当面する諸問題について検討し、意見表明等必要な対策を行う。

12)調査および研究等に関すること

私立学校の健全な発展を図るため、私立学校の教育および運営に関する諸問題について、調査研究を推進し対策を講ずる。

13)私立学校に係る諸改革

14)私立学校に係る諸改革

15)私立学校に係る諸改革

16)私立学校に係る諸改革

17)私立学校に係る諸改革

18)私立学校に係る諸改革

19)私立学校に係る諸改革

20)私立学校に係る諸改革

21)私立学校に係る諸改革

22)私立学校に係る諸改革

1. 調査活動

加盟団体等に対する情報の提供ならびに本連合会の活動の推進に必要な基礎資料を整備するため、次の調査・研究資料の収集および報告書の作成を行う。

- (1)私立中学高等学校実態調査の実施とその報告書の作成
- (2)都道府県私学助成状況調査の実施とその報告書の作成
- (3)全国私立中学高等学校名簿の作成
- (4)調査研究資料の収集
- (5)その他、必要に応じて行う調査の企画・実施
- (6)調査の電子媒体化を検討し、必要に応じて実施

2. 私立学校に関する制度等の研究および対策

私立学校に関する法令・制度等の調査、研究を行うとともに、当面する諸問題については必要に応じて財団法人日本私学教育研究所と連携し、適切な対策を講ずる。

- (1)私立学校法、私立学校振興助成法等私立学校に関する法令、条例、制度等の検討を行うとともに、関連する各種法

令制度等の見直しに対応し、必要に応じて対策を講ずる。

- (2)私立学校の教育課程に関する調査、研究を行う。
- (3)その他私立学校の教育および運営に係る当面する諸問題について検討を行う。

3. 生徒収容に関する対策
各都道府県の私立学校の収容計画ならびに公立高等学校校協議会の対策に資するため、調査研究を行うとともに

- (1)生徒収容に関する課題の調査研究ならびに対策
- (2)入学者選抜の方法および実施期日に関すること
- (3)中学校の併設等に関すること
- (4)生徒数の動向に関すること
- (5)その他緊急事項に関する調査研究ならびに対策

4. 広報活動
私立学校教育の振興のため、関係機関等への広報活動を積極的に行う。

5. その他緊急事項に関する調査研究ならびに対策
6. 予算・決算
本連合会の予算の編成と執行について審議を行う。

私学に関する制
度等の検討対策
全国生徒収容対
策会議の開催も

(2)ホームページの公開と運営を行う。

- (3)マスコミへの広報活動を含め広報活動全般のあり方を検討する。
- 5. 組織・運営
本連合会の組織の簡素化、運営の効率化のため事務局のあり方を含め、引き続き必要な検討・見直しを行う。

7. 財団法人日本私学教育研究所(日私教研)
1. 生徒の表彰
加盟団体に所属する各中学校高等学校の卒業生に対し会長名による表彰状の贈呈を行う。

8. 関係団体との連絡提携
関係諸団体との連絡提携を

9. 全国の初等中等教育の充実のため、日本私立小学校連合会と緊密な連携を保持し、相互協力する。

通じて、本連合会の事業の推進を図る。

- (1)全国私立学校審議会連合会、全国私学退職金団体連合会、全国私立工業高等学校長会、全国私立看護高等学校協会、全国私立学校定時制連絡協議会、日本私立小学校中学校高等学校保護者会連合会、日本私立学校振興・共済事業団、私学研修福祉会、全国私学振興会連合会、全私学連合、日本教育連盟、その他教育関係団体と連絡提携する。

10. 会議の開催
基ついて、本連合会の運営と事業の遂行に必要な会議を開催する。

(2)私立の初等中等教育の充実のため、日本私立小学校連合会と緊密な連携を保持し、相互協力する。

- (1)全国評議員会 原則として年2回開催(5月・3月)
- (2)全国役員会 常設 必要に応じて開催
- (3)常任理事会 原則として年間計画に基づいて開催
- (4)監事会 年2回開催
- (5)正副会長会 常設 必要に応じて開催
- (6)運営役員会 常設 必要に応じて開催
- (7)部会・部会委員会 常設 必要に応じて開催
- (8)理事・監事・評議員・事務局長会議 必要に応じて開催
- (9)全国協会長会議 必要に応じて開催
- (10)全国事務局長会議 必要に応じて開催

2. 各種保険に関する事業
(1)私立学校賠償責任保険
(2)学校法人傷害保険

(3)私立学校法定外労災保険
3. 私学ボランティア基金
11. その他
(1)私立学校賠償責任保険
(2)学校法人傷害保険

高校の生徒1人 当たり助成単価 全国平均で 325,411円

本連合会は毎年、各都道府県の新年度当初予算案における私立高校等に対する経常費助成の生徒1人当たり単価等を調査しているが、このほどその調査結果がまとまった。

知事選の影響で骨格予算案を計上している自治体も一部にあるが、各都道府県の平成二十二年度の当初予算案を概観すると、高校(全日制・定時制)では、四十七都道府県の中の十一府県で生徒一人当たり補助単価が前年度を下回った。ただし各都道府県の経常費助成単価の単純平均値は前年度に比べ二千百十六円(〇・六五%)増えて三十二

各都道府県平成22年度当初予算案調査

平成22年度都道府県別私立高等学校等経常費助成(一般補助・生徒等1人当たり単価)一覧 (単位:円、%)

区分	高等学校(全日制・定時制課程)			中学校			22年度単価変更(補正)の予定
	22年度単価	22単価/21単価	22単価/財源措置	22年度単価	22単価/21単価	22単価/財源措置	
北海道	332,537	2.74	8.62	298,718	1.81	▲0.05	なし
青森	316,384	0.00	3.35	298,872	1.77	0.00	なし
岩手	324,431	2.38	5.97	293,932	1.75	▲1.65	あり(9月)
宮城	307,287	0.98	0.37	285,485	1.64	▲4.48	なし
秋田	323,783	▲0.37	5.76	299,544	1.71	0.22	なし
山形	322,685	▲0.10	5.40	298,872	1.77	0.00	あり(高全日制2月)
福島	344,435	4.22	12.51	296,932	3.09	▲0.65	あり(2月)
新潟	342,092	1.12	11.74	297,597	1.71	▲0.43	なし
茨城	329,327	0.53	7.57	298,872	1.77	0.00	なし
栃木	312,500	0.00	2.08	264,300	▲13.40	▲11.57	なし
群馬	344,933	0.38	12.67	298,872	1.77	0.00	なし
埼玉	267,303	0.56	▲12.69	253,931	0.00	▲15.04	未定
千葉	312,143	2.70	1.96	298,872	1.77	0.00	あり(2月)
神奈川	295,082	▲2.27	▲3.61	214,192	▲3.15	▲28.33	未定
東京	387,498	3.48	26.57	338,468	▲1.98	13.25	なし
富山	330,641	1.40	8.00	298,872	1.77	0.00	なし
石川	337,253	0.09	10.16	283,060	0.01	▲5.29	あり(6月)
福井	340,131	▲0.23	11.10	337,672	2.18	12.98	あり(2月)
山梨	336,116	0.38	9.79	297,592	0.93	▲0.43	あり(2月)
長野	313,947	▲1.79	2.55	298,872	1.77	0.00	あり(高全日制2月)
岐阜	329,656	3.26	7.68	295,836	0.99	▲1.02	なし
静岡	343,543	1.54	12.22	307,672	1.72	2.94	なし
愛知	306,080	▲0.56	▲0.02	290,895	▲0.82	▲2.67	なし
三重	314,642	0.16	2.78	298,872	1.77	0.00	未定
滋賀	315,000	0.00	2.89	269,000	0.00	▲9.99	なし
京都	316,226	▲5.04	3.29	286,400	1.96	▲4.17	未定
大阪	275,528	1.73	▲10.00	205,687	▲4.08	▲31.18	なし
兵庫	337,455	1.11	10.23	289,342	0.59	▲3.19	なし
奈良	317,500	0.63	3.71	243,000	0.41	▲18.69	なし
和歌山	329,740	0.79	7.71	283,600	1.87	▲5.11	あり(2月)
鳥取	468,723	▲4.25	53.11	403,445	▲10.85	34.99	なし
島根	299,034	▲0.50	▲2.32	273,716	1.02	▲8.42	あり(2月)
岡山	325,514	▲2.83	6.33	254,525	▲1.70	▲14.84	なし
広島	336,647	0.96	9.96	298,872	1.77	0.00	なし
山口	337,500	▲0.74	10.24	261,000	0.00	▲12.67	なし
徳島	324,380	1.73	5.96	286,727	0.89	▲4.06	なし
香川	319,944	0.57	4.51	259,972	0.02	▲13.02	あり(2月)
愛媛	291,787	1.89	▲4.69	284,124	2.01	▲4.93	未定
高知	318,143	4.02	3.92	298,872	1.77	0.00	なし
福岡	331,313	1.59	8.22	298,872	1.77	0.00	なし
佐賀	335,818	2.50	9.69	298,872	1.77	0.00	あり(2月)
*長崎	326,505	0.00	6.65	296,298	0.00	▲0.86	あり(6月)
熊本	312,991	1.10	2.24	298,872	1.77	0.00	あり(2月)
大分	311,507	1.30	1.75	298,872	1.77	0.00	あり(2月)
宮崎	314,207	0.28	2.63	297,079	2.23	▲0.60	あり(未定)
鹿児島	316,100	1.67	3.25	301,539	1.78	0.89	あり(3月)
沖縄	318,316	4.55	3.98	310,625	4.55	3.93	なし
単純平均	325,411	0.65	6.29	290,343	0.41	▲2.85	—
財源措置	306,143	1.73	—	298,872	1.77	—	—

万五千四百一十円となった。一価)と比べると六・二九%上

源措置額(いわゆる標準単一回っている。中学校では、経

源措置額と比べると、二・八

千九百円下回っている。

注①：平成21年度及び22年度単価は当初予算単価(国庫補助金の一般補助対応額)。いずれも予算概算上の単価で、都道府県私立学校主幹課に照会したものである。財源措置額は、私立高等学校生徒授業料軽減費分(21年度単価2,000円、22年度単価5,000円)を算入せず。長崎県は知事選に伴い、平成22年度は骨格予算(6月頃正式決定の予定)。注②：「高等学校広域以外の通信制課程」と和歌山県の21年度単価・長野県の22年度単価は「単純平均」の算定から除外した。注③：中等教育学校単価(宮城県は前期課程21年度280,883円、同22年度285,485円、後期課程21年度304,304円、同22年度307,287円。茨城県は前期課程21年度293,672円、同22年度298,872円、後期課程21年度327,593円、同22年度329,327円。群馬県は前期課程21年度293,672円、同22年度298,872円、後期課程21年度343,633円、同22年度344,933円。(千葉県は積算なし)。神奈川県は前期及び後期課程21年度297,026円、同22年度280,487円。長野県(新設)は平成22年度前期課程298,872円、愛知県は前期課程21年度293,288円、同22年度290,895円、後期課程21年度300,245円、同22年度298,520円。大阪府は前期課程21年度214,425円、同22年度206,687円、後期課程21年度270,848円、同22年度275,528円。奈良県は前期課程21年度242,000円、同22年度243,000円、後期課程21年度315,500円、同22年度317,500円。愛媛県は前期課程21年度278,524円、同22年度284,124円、後期課程21年度286,387円、同22年度291,787円。福岡県(新設)は、前期課程22年度298,872円。注④：東京都・滋賀県・広島県・徳島県(高等学校広域以外の通信制課程を除く全学種)、及び愛知県(高等学校全日制・定時制課程のみ)、山口県(中学・高等学校全日制)の単価には「教育改革推進特別経費」分を含む(一般補助と区分できず)。長野県の単価には「特別補助」分を含む(同様)。注⑤：22年度より積算方法が変更された都道府県はなし。

常費助成の生徒一人当たり単価の単純平均値は二十九万三千四百三十三円、前年度と比べ〇・四一%増えたものの、財源措置額と比べると、二・八

五%下回っている。高校と比べ中学校の助成額は厳しい状況で、財源措置額に届いていない自治体が二十六道府県ある。高校(広域以外の通信制)の生徒一人当たりの単純平均助成単価は六万七千七百一十円である。前年度と比べ〇・三二%の増額。ただし財源措置額を約二

学習評価の在り方WGが報告

小・中・高校の学習指導要領改訂に合わせて学習評価の見直し作業を続けてきた中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ」は、三月十七日、文部科学省内で最終会合(第十三回)を開き、一年に亘る審議結果を「報告案」として取りまとめた。主査による文言等の一部修正の後、三月二十四日の初等中等教育分科会・教育課程部会合同会議に報告され、原案通り了承された。同省は速やかに学習評価の在り方についての考え方を各都道府県等に通知するが、現在、同省では様式の参考例を含め通知についての検討を進めているところ。通知は五月にずれ込む可能性も。小学校等の評価規準、現

場で使いやすい資料等については国立教育政策研究所が作成するが、小学校新学習指導要領が平成二十三年度から完全実施のため、遅くとも今年秋までに作成される見通し。「目標に準拠した評価」については、地域や教員によって評価結果に違いが生じているのではとの保護者の不信をかうケースが見られたが、報告案では、各学校においては組織的・計画的な取り組みを推進し、学習評価の妥当性、信頼性を高める努力が必要としている。同省では信頼性を高めるため、成績分布図を示すことも可能としている。高校における「観点別学習状況の評価」に関しては、扱いに変更はない見通し。

第三者評価に盛り込むべき事項等で報告

学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議は、三月三十一日、「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について」と題する報告を取りまとめた。同省では今後、学校評価ガイドラインを改訂する。

の位置付け、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない、としている。実施体制としては、外部の専門家を中心とする評価チームを編成して評価を行うほか、学校関係者評価の評価者の中に外部の専門家を加えて、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つものとして行う方法、一定地域内の複数の学校が協力して、互い

の学校の教職員を第三者評価の評価者として行う方法を挙げ、こうした方法も含め柔軟に対応することを提言。評価者に関しては、学校運営について専門的視点から評価を行うことができる者の中から、実施者がふさわしい見識と能力を有すると判断した上で選定することなどを提言している。

公立小中の学級編制等審議

中央教育審議会初等中等教育分科会・教育課程部会合同会議が三月二十四日、文部科学省内で開かれ、公立小・中学校等における、今後の学級

編制・教職員定数改善の在り方等について検討を行った。委員からは昭和五十五年以降、三十年間続いている「四十年学級」について、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、様々な教育課題に対応するため、三十人や三十五人学級実現に向けた見直しを

求める意見が相次いだ。ただし現在、義務教育費の国庫負担率は三分の一、三分の二は都道府県負担のため、国庫負担率二分の一への復元や、昨年の事業仕分けで国による全額負担の意見も出たことを挙げ負担率の引き上げを求める意見も聞かれた。地方自治

教育改革の動向

教育制度等の見直しを審議していた文部科学省の協力者会議等が相次いで報告等をまとめた。そのうち第三者評価、学習評価、公立学校の学級編制等の問題を取り上げた。

今後の学校編制・教職員定数の改善に関して同省は、二月と三月に公立学校関係の二十一人団体から意見を聴取、その後国民からの意見募集、四月以降に有識者からヒアリングを行った後、同省としての基本方針をまとめ、来年度概算要求に反映する意向。中教審には、必要に応じて意見を伺いながら検討を進める方針。こうした方針に委員からは「中教審でしっかりと議論させて頂きたい」と、また梶田勲一初等中等教育分科会長(教育課程部会長)も、「大枠は政治の舞台で、中身は中教審で」と語った。このほか委員からは「量の問題ではない。学校や教職員の働き方を変える契機になる。地方自治体の教育を大きく変えるもの」などと

してしっかりと議論の必要性が指摘された。

私立学校のシンクタンクとしての役割果たす

22年度の事業計画等決定

財団法人日本私学教育研究所（吉田晋理理事長、中川武夫所長）は、三月九日、東京・市ヶ谷の私学会館で理事会・評議員会合同会議を開き、平成二十二年度事業計画・同予算等を決めた。日本私立中等高等学校連合会との連携・協力を強め、初等中等教育における私立学校のシンクタンクの機能を強化する。そのため一般研修を改編し、新たな研究・研修事業実施体制を構築する。一般研修事業は、①喫緊の重要課題を扱う研修②継続的に検討が必要な課題を扱う研修③これらの研修会で扱った課題の研究をさらに進め、全国に発信する研修に再整理する。このうち①では「私学経営研修会」を、②の

研修としては、「私立学校専門研修会」を、③の研修としては「全国私学教育研究集会」を実施する。二十二年度の私学経営研修会は、六月三

日、仙台市の仙台方テンプルスで開催する。研修テーマは「政策転換期を拓く私学経営と教育」。（※参加申し込み受け付け中）

私立学校専門研修会には中高連の部会・委員会組織・会務分掌に準じて、教育制度部会、教育課程部会、法人管理事務運営部会、国際教育研究部会、次世代後継者育成部会が設けられる。従来からの教科教育、生徒指導、進路指導、学校図書館に係る各研修会は一旦実施を休止。二十二年度の全国私学教育

研究集会は長崎県の開催。私学経営など六部会を開催。このほか地区別研修会や府県別研修会、初任者研修会、十年経験者研修会、私立学校実務者研修会等を開く。こうした研究・研修事業は従来の事業運営委員会や研修研究運営委員会、初任者研修

研究・研修統轄会議の初会合開く

日本私学教育研究所は、三月十八日、東京・市ヶ谷の私学会館で「研究・研修統轄会議」の初会合を開いた。構成

委員は、中川所長を議長に六専門委員会の正副専門委員長、所長が指名した理事、事務局

この日の会議では専門委員会の委員構成が報告・承認された。専門委員会の委員構成は、専門委員長、副専門委員

等運営委員会を統合して新設する「研究・研修統轄会議」の下で運営する。このほか五月中旬に事務所を現在の東京・麹町から私学会館に近い九段北の市ヶ谷UNビルに移転する。

財団法人日本私学教育研究所（吉田晋理理事長、中川武夫所長）は、三月九日、東京・市ヶ谷の私学会館で理事会・評議員会合同会議を開き、平成二十二年度事業計画・同予算等を決めた。日本私立中等高等学校連合会との連携・協力を強め、初等中等教育における私立学校のシンクタンクの機能を強化する。そのため一般研修を改編し、新たな研究・研修事業実施体制を構築する。一般研修事業は、①喫緊の重要課題を扱う研修②継続的に検討が必要な課題を扱う研修③これらの研修会で扱った課題の研究をさらに進め、全国に発信する研修に再整理する。このうち①では「私学経営研修会」を、②の

研修としては、「私立学校専門研修会」を、③の研修としては「全国私学教育研究集会」を実施する。二十二年度の私学経営研修会は、六月三日、仙台市の仙台方テンプルスで開催する。研修テーマは「政策転換期を拓く私学経営と教育」。（※参加申し込み受け付け中）

私立学校専門研修会には中高連の部会・委員会組織・会務分掌に準じて、教育制度部会、教育課程部会、法人管理事務運営部会、国際教育研究部会、次世代後継者育成部会が設けられる。従来からの教科教育、生徒指導、進路指導、学校図書館に係る各研修会は一旦実施を休止。二十二年度の全国私学教育

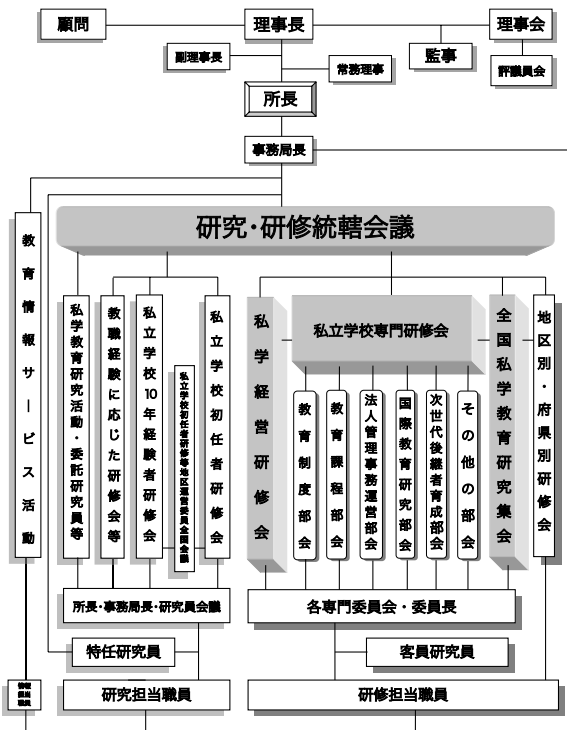
この日の会議では専門委員会の委員構成が報告・承認された。専門委員会の委員構成は、専門委員長、副専門委員

この日の会議では専門委員会の委員構成が報告・承認された。専門委員会の委員構成は、専門委員長、副専門委員

この日の会議では専門委員会の委員構成が報告・承認された。専門委員会の委員構成は、専門委員長、副専門委員



財団法人日本私学教育研究所の新たな組織のイメージ



長、専門委員、事務局長、必要に応じて臨時委員および客員研究員の五〜六人。このうち私学経営専門委員長には實吉幹夫・東京女子学園中学校高

校理事長・校長、教育制度専門委員長には長塚篤夫・順天

中学校長、教育課程専門委員長には清水哲雄・鴨友学園

女子中学校長、法人管理事務運営専門委員長には工藤誠

一・聖光学院中学校長、国際教育研究専門委員長には大

羽克弘・千葉英和高校理事長

・校長、次世代後継者育成専門委員長には木内秀樹・東京

成徳大学中学校長が就任した。各専門委員会は、私学経

営研修会に加えて、「私立学校専門研修会」の教育制度部

会、教育課程部会、法人管理事務運営部会、国際教育研究

部会、次世代後継者育成部会の企画・立案・運営を担当す

る。法人管理事務運営部会は八月二十七日、東京・市ヶ谷

の私学会館での開催。次世代後継者育成部会は私学関係者

のネットワークづくりや情報交換を目的としている。